

## 朝霞市規則第 4 号

### 朝霞市起業家育成資金融資規則の一部を改正する規則

朝霞市起業家育成資金融資規則（平成 19 年朝霞市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表改装を行う自己所有物件の固定資産税評価証明書の中「固定資産税評価証明書」を「固定資産評価額証明書」に改め、同条第 3 項の表を次のように改める。

必要書類	備考
登記事項証明書	
定款の写し	
直近 1 年度分の申告書及び決算書並びに添付書類の写し	地方税法第 321 条の 8 第 1 項に規定する申告書の提出期限が申込日において到来している場合に限る。
直近 1 年度分の連帯保証人の市税の納税証明書	連帯保証人を立てる場合に限る。 非課税の場合は、非課税証明書
直近 1 年度分の連帯保証人の市県民税課税所得証明書	連帯保証人を立てる場合に限る。 非課税の場合は、非課税証明書
連帯保証人の住民票の写し	連帯保証人を立てる場合に限る。
連帯保証人の固定資産評価額証明書	連帯保証人を立てる申込者のうち、当該連帯保証人が土地又は建物を所有している場合に限る。
連帯保証人の印鑑登録証明書	連帯保証人を立てる場合に限る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。